

経営健全化プランとは

本プランは、効果的・効率的な法人経営の推進と県民サービスの向上を図るとともに、県の財政的リスクの解消を図るため、出資法人の経営健全化の取組の方向性を明らかにしたものである。

本県では、出資法人について、行政改革大綱に基づく「出資法人見直し計画」を皮切りに、これまで6回にわたる改定を行う中で様々な改革に取り組んできており、これまでの取組や、出資法人を取り巻く環境の変化を踏まえ、改定を行う。

これまでの取組

平成10年度以降、出資法人の運営の合理化・効率化等を目的として計画の策定・改定を行い、法人の統廃合をはじめ県関与の見直し、出資解消、三公社の一元化、情報公開の推進などの改革に取り組んできた。

- H10～12年度 出資法人見直し計画
- H12～14年度 新たな見直し計画
- H15～17年度 県出資法人見直し計画
- H18～20年度 県出資法人改革推進プラン
- H21～30年度 県出資法人経営健全化プラン

出資法人数

61 (H10) → 37 (H30)

主要な見直し結果

○廃止	▲12法人
○統合	▲10法人
○出資解消	▲2法人
合計	▲24法人

その他の見直し結果

○県関与の縮小	2法人
○三公社の一元化	
○情報公開	全法人
○公益法人改革への対応	対象法人

県出資法人を取り巻く環境の変化（課題）

「第三セクター等の経営健全化等に関する指針」(H26.8 総務省自治財政局長通知)

平成21年度から25年度まで第三セクター等の抜本的改革を集中的に推進。平成26年度以降も、地方公共団体の判断と責任で効率化・経営健全化に取り組むことを求めている。

その上で、第三セクター等を活用した地域活性化策等の検討を求めている。

「第三セクター等の経営健全化方針の策定について」(H30.2 総務省自治財政局公営企業課長通知)

地方公共団体に相当程度の財政的リスクが存在する第三セクター等が見受けられることから、引き続き、財政的リスクの計画的な解消に向けて、一層の経営健全化に取り組むことが必要とし、「経営健全化方針」の策定を求めている。

改定の概要

対象法人

36法人

計画期間

令和元年度（2019年度）から令和5年度（2023年度）までの5年間

取組の方向性等

1 健全経営の安定的維持

法人自らが作成した経営計画に基づき、効果的・効率的な経営を推進するとともに、経営評価の実施や透明性の確保など、健全経営の安定的な維持に向けた取組を行う。

経営計画の改定、実施

法人策定の経営計画に沿って健全経営の維持に向けた取組を進める法人は、自ら経営計画の改定を行い、効率化・経営健全化と健全経営の維持に取り組む。

対象法人

- ・26法人

経営評価

法人自らが評価を行い、県が外部有識者の意見を踏まえて、審査・評価を行う。改善すべき事項は、速やかに対策を行い、経営計画へ反映する。

対象法人

- ・前事業年度の事業費総額が1千万円を超える法人

調査指導

法人所管課は、出資法人の運営状況及び業務執行状況を把握し、適切な指導監督を実施する。

対象法人

- ・県出資比率25%以上の法人
- ・県が資本金等の25%以上の額の債務を負担している法人

情報公開

定款や人事・組織、貸借対照表等の業務・財務に関する文書をホームページ等で公表し、経営状況等の透明性の確保を図る。

対象法人

- ・全法人

2 主要4法人の抜本的改革の推進

これまでに策定した「改革プラン」を国の通知に基づく「経営健全化方針」に位置づけ、引き続き、抜本的な改革を推進する。

- 土地開発公社** ・債務処理補助金、短期無利子貸付等、県の財政支援を引き続き実施する。
・債務を順次解消し、令和19年度(2037年度)を目途に公社を解散する。
- 環境整備事業団** ・センター閉鎖後も浸出水の処理や一般廃棄物最終処分場関連業務を受託することから事業団は存続。
・県の経営支援補助金等の財政支援及び人的支援を継続する。
- 農業振興公社** ・農地中間管理機構に指定されたことによる事業実施の必要等から公社は存続。
・利息負担軽減のため、県の短期無利子貸付を継続する。
- 住宅供給公社** ・債務処理補助金、短期無利子貸付等、県の財政支援を引き続き実施する。
・債務を順次解消し、令和20年度(2038年度)を目途に公社を解散する。

3 出資法人（第三セクター等）の活用・組織活性化への努力

出資法人の長所・特性に着目し、地域の再生や活性化等に資する事業主体としての活用を検討する。あわせて、法人の運営に当たっては、職務権限や責任にふさわしい人材を広く求めるとともに、役員固定化の回避や女性の役員への積極的な登用に努めるなど、組織の活性化を図る。